

こんなお悩みを抱えている方、 ご相談ください！

日常生活自立支援事業のご案内

ご家族からの
相談も
OKです。

●手続きが、わからない

一人暮らしで、食事を思うように作れなくなってきました。

ヘルパーさんに来てほしいけれど、手続きの方法がよくわからなくて・・・

誰かに手続きを手伝ってほしいの。



●わすれてしまう

年金の支給日をすぐ忘れて、いつも東京に住む娘に教えてもらっています。誰か、身近にいてお金の管理をしてくれないかしら。

●アドバイスしてほしい

病院を退院して、一人暮らしを始めました。電話代や水道料を払わなくてはいけないのに、パチンコについお金を使ってしまいます。

後からとても困ります。

お金の使い方を誰かにアドバイスしてもらわないと不安です。



●見守って欲しい

施設を出て一人暮らしを始めました。

最近、趣味のゲームアプリに課金し過ぎてしまい、携帯料金の支払いが高額になり、食費もきりつめています。今後また、こんなことがないよう、誰かに見守ってほしいです。



生活支援員が皆さんの暮らしをお手伝いします。

北海道地域福祉生活支援センターが実施する、「日常生活自立支援事業」（福祉サービス利用援助事業）は、福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いします。

サービス内容

①福祉サービス利用援助（基本事業）

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い。
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝い。

Aさんには、生活支援員が月2回訪問することになりました。いろいろな福祉サービス利用についての相談を受けるほか、ホームヘルプ事業の利用料支払いのお手伝いをします。



②日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い。

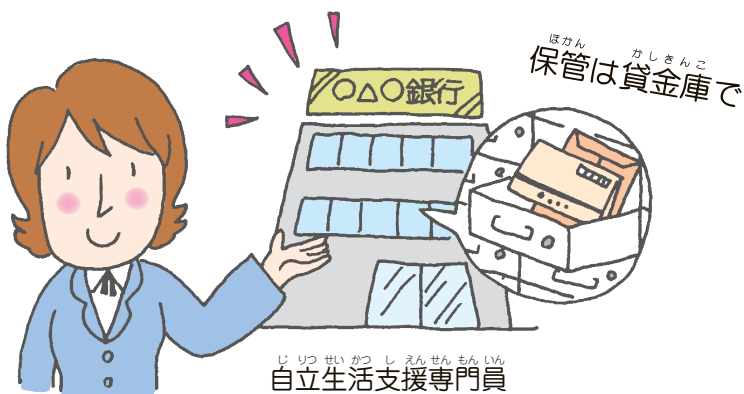


Bさん、Cさん、Dさんには、生活支援員が定期的に訪問して、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや生活費の使い方についてのアドバイスなどを行うことになりました。また、将来、福祉サービスを利用することについても相談を受け、アドバイスしています。

③書類等の預かりサービス

- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり。
（保管は金融機関の貸金庫を利用します。）

あず
お預かりします



●ご利用いただけるのは、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方です。

(例えば、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しいと思う方など)

●サービスを直接提供するのは、各市町村ごとに登録されている「生活支援員」です。

●利用料金については以下のとおりです。

・利用料 1,200円(1回1時間程度)

・交通費 生活支援員の交通費実費

なお、生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。

また、書類等の預かりで金融機関の貸金庫などを利用する場合は、費用の実費をいただきます。

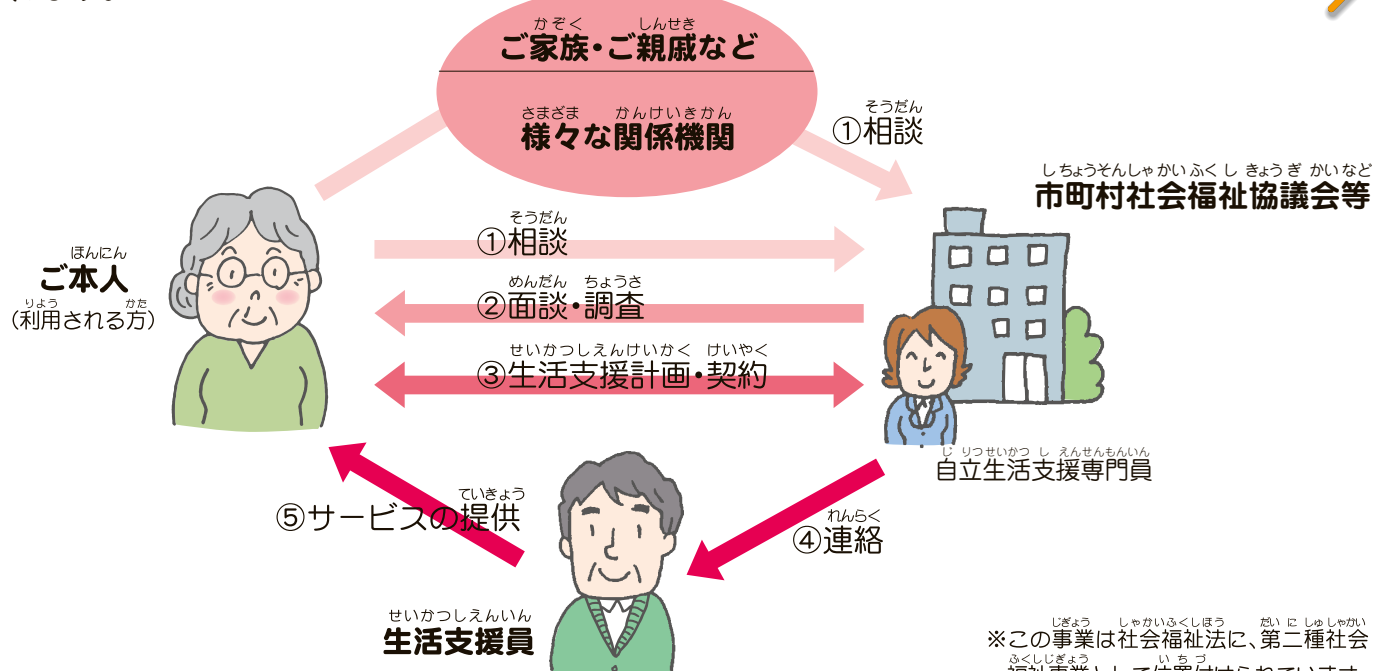
利用するには

まず、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。ご家族、ご親戚など、ご本人以外の方からの相談でも結構です。相談は無料です。もちろん秘密は厳守します。相談を受けた社会福祉協議会の担当職員「自立生活支援専門員」が訪問して詳しいお話をさせていただきます。サービスのご利用にあたっては、利用されるご本人と契約を結びます。

◎相談受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

サービスのしくみ

ご相談を受けた「自立生活支援専門員」が訪問し、具体的な困りごとについてお話を聞き、提供するサービスの計画を作ります。(生活支援計画)利用されるご本人と契約を結んだ後は、この計画に基づいて各市町村ごとに登録されている「生活支援員」が、ご本人のもとにうかがって、サービスを提供します。



支援者のみなさまへ

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)とは

- ・高齢になっても介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自分で福祉サービスを選択し、契約しなければなりません。
- ・しかし、認知症や障がいにより判断能力が不十分な方は、福祉サービス利用の必要性を気づけない、適切に福祉サービスを選べない、利用料を一人で払うことができない場合があります。
- ・そうした人々の権利擁護を図る観点から、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)が創設されました。
- ・北海道社会福祉協議会(北海道地域福祉生活支援センター)が実施主体であり、市町村社会福祉協議会にその一部を委託し、運営しています。

☑日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助が主の事業です。

- ・収入の範囲内で生活するのが難しい、借金があることなどを懸念して、本人の支援者・関係機関から相談につながる事が多く、金銭管理の支援を期待される場合があります。
- ・この事業の基本は、**日常的な金銭管理ではなく、福祉サービスの利用を援助すること**です。
- ・判断能力の不十分な方に、福祉サービスの利用に向けた情報提供や、福祉サービス利用料の支払い支援などの必要性がある場合が、この事業の対象になります。

☑日常生活自立支援事業は、本人の意思に基づき契約します。

- ・対象者は、認知症や障がいにより判断能力が不十分で、必要な福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行うことが困難な方です。
- ・同時に、**この事業の契約内容について判断し得る能力を有している認められること**が必要です。
- ・契約内容を理解できないほど判断能力が低下している場合は、成年後見制度の利用を検討ください。

☑認知症や障がいにより判断能力が不十分な方の意思決定を支援することが役割です。

- ・この事業は、判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について、**本人が判断し決められるよう支援する事業**です。
- ・自立生活支援専門員や生活支援員が本人に代わって金銭管理をするのではなく、**課題を解決する主体は本人であり、本人を中心にした支援**を行います。
- ・障がい特性や社会経験の不足、依存症、孤独感等から、生活費に充てるべきお金を使ってしまう場合がありますが、「赤字を出さないで生活すること」が支援の目的ではありません。
- ・計画どおりにいかない場合、本人と現状を確認し、次にどうすればよいのか話し合い、本人が決めます。また、その背景や理由にも目を向けて、解決するために支援者や関係機関と連携し、支援方針を検討することも必要になります。

ご相談は、お住いの市町村社会福祉協議会にお問合せください。
住所・電話番号は「北海道地域福祉生活支援センター」のWEBページをご覧ください。
https://www.hokkaidoshakyo.jp/chiiki_seikatsushien/window.html

あなたのお住まいの相談窓口

＜第17版・令和7年7月発行＞

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道地域福祉生活支援センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7内
TEL：011-290-2941 FAX：011-251-6156
相談受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9：00～17：00

